

令和5年度 事業計画書

I 補助金（国及び県）事業

1 相談指導事業

生活衛生関係営業者の経営健全化、衛生水準の維持向上を図り、消費者の利益擁護に資するため、相談・指導体制の一層の強化に努める。

(1) 窓口指導（通信・電話によるものを含む。）

指導センター内に相談窓口を常設し、融資、経営、経理、新規開業計画等各種の相談に応じる。

(2) 巡回指導

県下13地区の巡回指導を行い、各地区に配置している経営特別相談員や生活衛生同業組合の役員、生活衛生同業組合支部長等との連携を図り、実効ある相談・指導事業を推進する。

2 生活衛生関係営業経営改善資金融資等事業

(1) 生活衛生営業経営改善資金融資指導

生衛業者の健全経営、衛生水準の維持向上に資するため、日本政策金融公庫との連携を密にし、当該融資制度の普及と活用を図る相談・指導体制の強化に努める。

(2) 生活衛生営業特別指導（「生衛業経営改善資金」以外の諸活動）

経営特別相談員が行う振興計画事業の推進、金融相談、標準営業約款登録促進指導等の活動を支援する。

3 サウナ営業者融資申込審査会

サウナ営業者からの融資申込みに必要な日本政策金融公庫に対する「意見書」を交付するため、サウナ営業者からの融資申込みがあった場合に、審査委員会を開催する。

4 一般貸付に係る県知事の推薦書交付事務

日本政策金融公庫の一般貸付に必要な県知事の推薦書について、県知事との委託契約に基づき、指導センター理事長名により推薦書を交付する。

5 情報化整備事業

全国生活衛生営業指導センター等と連携して、事務処理の迅速化及び情報体制の整備を行うとともに、生衛業に関する情報の収集・分析・蓄積を行い、生衛業者に対し、ホームページ等を活用して、迅速・的確かつ効率的に必要な情報の提供を行うとともに、経営相談や融資・助成支援等の経営支援とサービスの向上に努める。

6 後継者育成支援事業

生活衛生営業に対する職業観の向上を促すことで、生活衛生店舗等への就業を促進し、生活衛生営業の後継者育成に資することを目的として、今年度も引き続き、インターンシップ制度を活用した小・中・高等学校等での後継者育成支援事業等を実施する。

7 U I J ターン承継者等支援事業

県では、移住・交流促進を図ることにより、活力ある地域社会を維持するため、移住者受入態勢や情報発信力等を強化し、移住者の更なる呼び込みと定着促進に努めている。

生活衛生営業の後継者育成のため、移住希望者を対象として県が大都市圏で開催する移住フェアへの参加や、大都市圏を中心に発行される情報誌にU I J ターン支援情報を掲載することにより、生活衛生関係営業に係る事業承継や新規創業を考えている方々を積極的に本県に呼び込み、定着が

図れるよう支援する。

- (1) U I J ターン促進イベント（「えひめまるごと移住フェス」）への出展
- (2) 大都市圏で発刊の情報誌へのU I J ターン支援情報の掲載

8 健康・福祉対策推進事業

我が国における急速な高齢化の進展を背景として、現在、高齢者や障害者等を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送るための社会システムづくりと生衛業としての必要な対応が求められている。

今年度も「愛顔のまちづくりアクションプラン支援事業」と連携して事業推進のための委員会を設置し、事業全体の企画立案・進捗管理及び事業成果の把握等を支援して、生活衛生業界の活性化と振興・発展に繋げていく。

また、5類に変更になった新型コロナウイルス感染症の影響及びロシアのウクライナ侵攻による物価高騰等の影響を受け、経営・雇用等に問題が生じている生活衛生業者の支援にも努めることとする。

9 愛顔のまちづくりアクションプラン支援事業

(1) 愛媛県生活衛生営業指導センターによる支援事業

13の生活衛生同業組合が取り組むアクションプランの企画立案と事業運営を支援し、国の生活衛生関係営業対策事業費補助金や各種助成金等の確保と、県及び市町との連携強化等を図るなど、組合が実施する事業の推進について総合的に支援する。

(2) 令和5年度生活衛生関係営業地域活性化連携事業

「えひめ生衛マイスターの誇れる技術・魅力の伝承・発信事業」

生衛13組合の優れた技術を有するえひめ生衛マイスターの技術と魅力を広く県内外に紹介するためのDVD、技術紹介冊子等を作成し、HPなどで広く発信するとともに、次代を担う若手経営者や後継者への技術継承に役立てるなどにより、生衛マイスターの技術力の増進を図り、安全と安心の店づくりを広くPRする。

令和5年度は、クリーニング業組合、興行組合、社交飲食組合で事業を実施する。

(3) 令和5年度団体提案型地域包括支援事業

「高齢社会の核として地域に貢献する『えひめ生衛地域包括支援事業』」

喫茶業組合が代表組合となり、生衛13組合が実施する高齢者居宅、高齢者施設等への「訪問せいえい」「宅配せいえい」「お迎えせいえい」などの高齢者生活支援事業の実施により、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築と、地域社会への貢献活動の実施を行い、地域に根ざした生活衛生業界の地位向上を図っていく。(新規事業)

II 全国センターからの受託事業

1 生活衛生営業経営特別相談員研修会

経営特別相談員の業務遂行能力の向上を図るとともに、新たに任命を予定している者の養成を目的とした研修会を開催する。

2 生活衛生営業景況等調査

生活衛生関連70企業を対象とした景気動向、設備投資計画等の実態把握を目的とした景況調査を年4回実施する。

なお、そのほかにも厚生労働省が行う生活衛生関係経営状況調査など全国センターからの調査依頼を受け関係組合の協力を得て実施する。

3 衛生水準の確保・向上事業

全国並びに各県生活衛生同業組合連合会においては、11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化と組合加入促進のための取組みを重点的に展開している。

これらの活動と連携して、同事業の効率的実施を図るため、生衛組合、県・市・保健所等の行政機関、政策公庫及び指導センターが参画した「衛生水準の確保・向上事業推進会議」を開催し、センター及び各組合が年間行動計画を作成するとともに、広報・啓発活動、新規許可店舗情報の組合への提供と加入勧奨の実施、生衛組合活性化塾、衛生管理セミナーの開催などを積極的に実施する。

4 生活衛生関係営業経営支援事業

生衛組合と連携し、各組合の巡回指導等を活用して多様な生活衛生関係営業者の現場ニーズの掘り起こしを図るとともに、中小企業診断士、社会保険労務士、ITストラテジスト等の専門家による経営診断や省エネ・デジタル化等に関する指導、各種補助金等の活用支援、融資制度の活用、税制優遇措置等の相談などを伴走型で支援することにより、生活衛生関係営業者の経営状況を改善して地域活性化を図ることとする。

5 生活衛生関係営業のデジタル化推進・支援体制開発・効果検証事業

社会全体の DX(デジタル・トランスフォーメーション)が進められる中にもかかわらず、中小零細の多い生活衛生関係営業ではデジタル化が十分には進んでいないため、生活衛生関係営業者におけるDX体制整備のための事業の推進を図り、事業の効率化・高付加価値化等による経営の安定と、地域の活性化を図る。

6 生衛業受動喫煙防止対策事業

「健康増進法の一部改正法」の趣旨に鑑み、生活衛生関係営業者がその事業場において実施する望まない受動喫煙の防止を図るために講すべき措置を支援するため、生衛業者の受動喫煙防止対策事業の推進を図る。

III 標準営業約款登録促進事業

厚生労働大臣から認可された標準営業約款制度(認可: 5業種)については、新規登録者が減少するとともに、再登録者も減少傾向にあることから、新規登録者の開拓及び再登録の勧誘など重点的な広報活動を実施する。

1 活動期間

(1) 令和5年4月～令和6年3月

令和5年11月を「普及・登録促進強化月間」とする。

2 広報活動

(1) 広報誌等による周知活動

ア 4組合（理容業／美容業／クリーニング業／料飲業）が発行する機関紙

イ 県広報誌「愛顔のえひめ」等

ウ 市町村・保健所が発行する広報誌（県から協力依頼）

エ 指導センターホームページ等での広報

(2) その他

ポスター・チラシの配布、各種会合での周知等

IV クリーニング師研修・業務従事者講習事業

全国指導センターが主催するクリーニング業法に基づく「クリーニング師研修」及び「クリーニング業務従事者講習」については、県の承認を受け、クリーニング業生活衛生同業組合、保健所等と連携しながら、研修と講習を実施する。

令和4年度は、新型コロナの影響もあり第1型・第2型の研修及び講習を並行して実施したが、令和5年度は、松山市において第1型の研修及び講習実施する予定としている。

V 指導センター運営事業

1 会議

(1) 三役会の開催

連合会と連携した合同三役会を開催

○令和5年5月2日（火）午後1時30分～

場所：県視聴覚福祉センター 3階 会議室

(2) 理事会の開催

定例理事会を開催

○令和5年5月2日（火）午後3時45分～

場所：県視聴覚福祉センター 3階 会議室

○令和6年3月（日時、場所未定）

(3) 評議員会の開催

評議員会を開催

○令和5年6月26日（月）午後1時30分～

場所：県視聴覚福祉センター 3階 会議室

(4) その他

臨時の理事会及び三役会は必要に応じて隨時に開催する。

2 監事監査

センター事業の実施状況及び予算執行状況について、監事による会計監査を実施する。

○令和5年4月11日（火）

場所：県営業指導センター 会議室

3 第50回記念生活衛生推進大会への参画

生衛業界の衛生水準の維持向上と経営の健全化及び組合組織の強化を図るため実施してきた「愛媛県生活衛生推進大会」は、今回第50回の記念大会を迎えることとなる。

このため、これまでの生衛連合会及び指導センターの成果を集大成し、次の時代に向けて、地域に根ざし、地域の皆様の暮らしを守る生衛業界として、組織の体制強化と事業の活性化並びに地域貢献を図っていくことを広くアピールするための大会となるよう努めることとする。

第50回愛媛県生活衛生推進大会

開催日時 令和5年11月6日（月）11時から

大会会場 リジェール松山（松山市南堀端町2-3）

参加予定人員 約130名

（1）発表会

「（仮）高齢社会の核として地域に貢献する『えひめの生衛地域包括支援事業』と生活衛生業SDGsの推進」に係る記者発表会

発表会では、高齢社会に対応するため地域に密着した生衛業として「えひめの生衛地域包括支援事業」の実施による地域貢献活動について、及び地域と地球の環境保全のための「生衛版SDGs」の生衛業に係るサービス業・飲食業・販売業それぞれの分野別の推進について発表を行います。

（2）式典

- ・知事表彰・連合会長表彰、大会宣言、大会決議等
(概要は別紙要領のとおり)

(参考)

第50回記念愛媛県生活衛生推進大会実施要領（案）

1 趣 旨

生活衛生業は、地域社会、地域経済、地域住民にとって欠くことができない県民生活を支える産業として、県民の生活に不可欠なサービスや商品を提供し、生活の質の向上に重要な役割を担っています。

愛媛県生活衛生推進大会は、昭和45年1月に、愛媛県環境衛生同業組合連絡協議会が「第1回愛媛県環境衛生推進大会・見本市展示大会」を松山市民会館・愛媛県民館において開催して以来、この度第50回の記念大会を開催することとなりました。

この間、2度のオイルショックやバブル景気、リーマンショックなどの大きな経済変動や、少子高齢化と人口減少社会の進行、そして最近では新型コロナウイルス感染症の感染拡大とロシアのウクライナ侵攻による物価の高騰など、我々生活衛生業を取り巻く環境は、多大な変遷を遂げて参りました。

しかし、地域社会と一緒にあって、地域のために尽くし、衛生水準の向上に努めながら、県民の皆様に対する安全・安心を提供する取組みについては、たゆまずに継続してきたところであります。

今回の生活衛生推進大会におきましては、新型コロナウイルス後の新たな社会フェーズの中で、地域と共生していく生活衛生業界の在り方を考え、地域に密着し、地域社会と一緒にあって、県民・国民生活の安全・安心と豊かな社会と暮らしを守っていくため、地域と地球の環境保全のための「生衛版SDGs」の一層の推進を図るとともに、地域包括支援システム等の地域社会と連携した事業の実施など、組合という組織力、団結力を活かした新たな取り組みについて発表・提言を行います。

また、推進大会の式典では、優れた業績を残された生活衛生業の方々を表彰するとともに、生活衛生業界としての今後の取組、決意を、大会宣言・大会決議として発表することとしています。

2 大会の名称

「第50回記念愛媛県生活衛生推進大会」

3 大会開催日

令和5年11月6日（月）……発表会・式典

4 大会開催場所

- 1) 発表会：リジェール松山 7F ゴールドホール
- 2) 式典・祝賀会：リジェール松山 8F クリスタルホール
(松山市南堀端町2-3 JA愛媛 8F Tel089-948-5631)

5 参加者

生活衛生同業組合関係者、来賓等 約130人

6 主 催

一般社団法人 愛媛県生活衛生同業組合連合会

VI その他

1 研修会（講習会）

(1) 全国センターが主催する研修会へ出席する。

- ①生活衛生営業経営指導員研修会
- ②現任経営指導員研修会
- ③事務職員研修会

(2) その他、全国指導センターが実施する収益セミナー・活性化塾等へ出席する。

2 諸会議

(1) 全国理事長会議

(2) 都道府県指導センター事務局代表者会議

(3) 中国・四国ブロック経営指導員及び事務職員合同会議

(4) その他